## 八重干瀬及び周辺地域自然環境現況調査業務 仕様書

## 第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、宮古島市(以下「甲」という。)が実施する「八重干瀬及び 周辺地域自然環境現況調査業務」(以下「本業務」という。)に適用するものとする。 (目的)
- 第2条 国指定の名勝及び天然記念物となっている八重干瀬は、漁業・観光の場としての利用価値が極めて高い。また八重干瀬に近接する池間島及び大神・島尻間の離礁群の海域は、地質構造上の関連性も指摘されているほか、サンゴをはじめとする海洋生物の幼生供給等で密接な関わり合いをもっていると考えられる。加えて、それらの沿岸域には天然記念物等も多く分布している。

本業務は、これらの八重干瀬及び八重干瀬周辺地域の自然特性の現況を把握し、将来の国立公園等への指定に向けた基礎資料を整備することを目的とする。

(業務期間)

- 第3条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和5年2月28日(火)までとする。 (疑義)
- 第4条 業務を適正かつ円滑に実施するため、甲と本業務の受託者(以下「乙」という。)は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

## 第2章 業務内容

(対象地域)

- 第5条 本業務で対象とする地域は、次のとおりとする(別図)。
  - (1) 海域 八重干瀬(ウツグス、フデ岩を含む)、池間島周辺、大神島周辺(タマヌヤーミジュキやナラビヌミジュキ等の暗礁を含む)、大神島~宮古島島尻間の離礁群、宮古島狩侯・世渡崎~島尻・宮古南静園前の沿岸(南静園前の半島状に突き出たリーフの南側基部付近)及び上記海域内の干出岩礁の全域。
  - (2) 陸域 フデ岩、池間島、大神島、宮古島狩俣・世渡崎〜島尻・宮古南静園の沿岸で連続した自然・人工植生の分布が確認できる範囲(県道は連続性の分断とする)。池間湿原。

(業務概要)

- 第6条 本業務は、次の各号に掲げる作業を行うものとする。
  - (1) 入手可能な既存資料を精査し、既存の知見を最大限に活用する。
  - (2) 海域における現地調査事項は以下のとおりとする。主たる調査方法は、マンタ法を想定するが、調査方法(調査対象とする水深の範囲も含む)は乙の提案に基づき、甲が認めたものとする。
    - ア サンゴの生育型、被度、特記すべき群体・群集(巨大群体・群集等)、種 イ サンゴ以外に特記すべき生物(海藻・海草、IUCN/環境省レッドリスト掲 載種等)
    - ウ 底質、地形的特徴
    - エ 魚礁、沈船等の海中人工物の種類、位置、水深、大きさ

- (3) 陸域における現地調査事項は以下のとおりとする。主たる調査方法はドローン撮影、必要に応じて現地踏査を想定するが、調査方法は乙の提案に基づき、 甲が認めたものとする。
  - ア 陸域植生(被度、群度、主たる構成種、特記すべき群集、種、樹木等) イ その他特記すべき生物(希少動植物等)
- (4) 海域・陸域共通して、環境攪乱、特に人的利用に伴う攪乱の状況について記録する。
- (5) 環境省が定める「国立公園及び国定公園の調査要領」の「1. 景観要素」のうち「(5) 文化景観」を除く各項目につき、乙の提案に基づき、甲が認めたものについて調査を行う(乙の提案に「(5) 文化景観」を含むことは妨げない)。
- (6) 本業務の調査報告書には、以下の事項を含めるものとする。
  - ア 調査概要
  - イ 調査区域(自然・地形などによりまとまりのある範囲)ごとの解説
  - ウ 調査データ
  - エ 写真、動画(必要に応じ)
  - オ サンゴ分布図、植生分布図(2万5千分の1)
  - カ 国立公園等指定に向けての課題(追加の調査の必要性、保全上の課題などについての提言)
- (7) その他乙による技術提案で、甲が認めた事項
- 2 調査の実施にあたり必要となる関係機関・関係者の許可や承諾等は、乙が得ることとする。
- 3 調査の実施にあたり、甲の職員又は甲が指名した関係者を調査に同行させること がある。
- 4 甲は、令和4年度において別業務にて対象地域の地形図を整備する予定である。 甲が地形図を整備したときはこれを乙に提供するので、乙は可能な限り同地形図を 活用するものとする。

(打合せ協議)

第7条 打合せ協議は、業務計画提出時、業務実施中間時(4回以上)、成果品提出時の計6回以上行うものとする。

(再委託)

第8条 業務の主たる部分は、再委託してはならない。

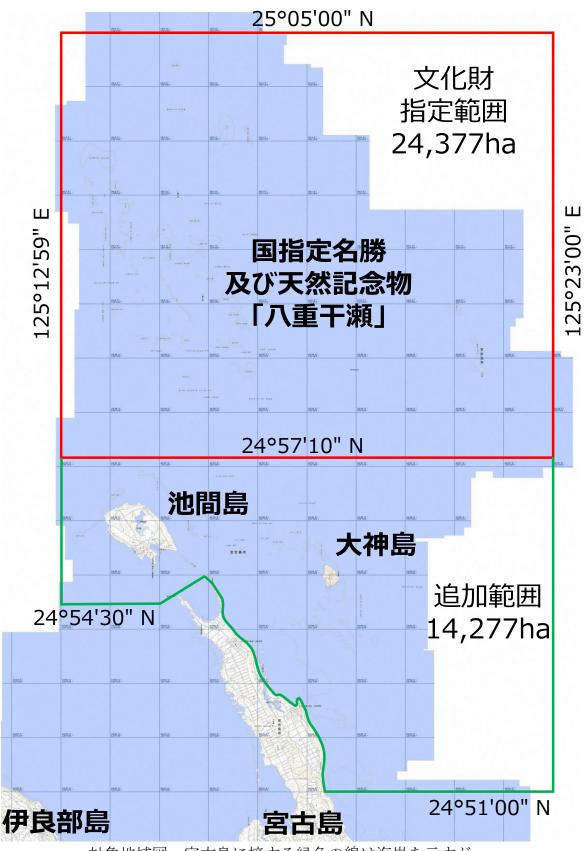
## 第3章 成果品

(成果品の提出)

- 第9条 本業務の成果品は、次の各号に挙げるものとする。
  - (1) 調査報告書(A4) 5部
  - (2) 電子成果品(CD-R 又は DVD-R 等光学ディスク) 5部

(成果品の納入)

第10条 前条の成果品は、宮古島市教育委員会生涯学習振興課に納入するものとする。



対象地域図。宮古島に接する緑色の線は海岸を示すが、 陸域の対象には海岸から連続した植生を含む。